



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の名称の変更の届出 (福祉政策課) 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出 (福祉政策課) 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の廃止の届出 (福祉政策課) 2
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (福祉政策課) 3
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定 (福祉政策課) 3
- 区営土地改良事業施行の認可・2件 (村づくり計画課) 3
- 事業の認定 (用地課) 3
- 道路の区域の変更 (道路管理課) 5
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市計画・モノレール課) 5
- 総合的設計による一団地内の建築物の位置及び構造の認定の取消し (建築指導課) 6

公 告

- 障害者就業・生活支援センターの名称等の変更の届出 (雇用政策課) 6
- 建設業者の許可の取消し (技術・建設業課) 6
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画・モノレール課) 8
- 宅地建物取引業法による処分を行うための聴聞の実施・2件 (建築指導課) 8

正 誤

- 平成18年10月3日付け公報定期第3494号中訂正 9

告 示

沖縄県告示第124号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成28年 3月 8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

介護予防支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
八重瀬町地域包括支援センター	八重瀬町字東風平1188番地	八重瀬町指定介護予防支援事業所	八重瀬町地域包括支援センター	平成28年1月1日

沖縄県告示第125号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成28年 3月 8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
SYMデイサービスセンター煌(きらり)	うるま市字具志川2436番地	うるま市高江洲711番地1コーポ和1F	うるま市字具志川2436番地	平成28年1月1日

2 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護支援事業所しおひら	沖縄市園田二丁目15番5号	沖縄市胡屋一丁目7番2号	沖縄市園田二丁目15番5号	平成28年1月1日

3 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
SYMデイサービスセンター煌(きらり)	うるま市字具志川2436番地	うるま市高江洲711番地1コーポ和1F	うるま市字具志川2436番地	平成28年1月1日

4 介護予防支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
八重瀬町地域包括支援センター	八重瀬町字東風平1188番地	八重瀬町字具志頭659番地	八重瀬町字東風平1188番地	平成28年1月1日

5 第1号通所事業

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
SYMデイサービスセンター煌(きらり)	うるま市字具志川2436番地	うるま市高江洲711番地1コーポ和1F	うるま市字具志川2436番地	平成28年1月1日

沖縄県告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成28年 3月 8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 短期入所療養介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
北中城若松病院	北中城村字大城311番地	平成28年3月1日

2 介護療養施設

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
北中城若松病院	北中城村字大城311番地	平成28年3月1日

沖縄県告示第127号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年3月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
さくら歯科クリニック	浦添市宮城三丁目3番1号	平成27年6月17日
コジャ薬局市場前店	宮古島市平良字下里556番地3	平成28年2月10日

沖縄県告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年3月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
さくら歯科クリニック	浦添市宮城三丁目3番1号	平成27年6月17日

沖縄県告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成28年3月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良事業を行う者の名称 石垣島土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 磯辺第4地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 平成28年2月25日

沖縄県告示第130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成28年3月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良事業を行う者の名称 石垣島土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 座原地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 平成28年2月25日

沖縄県告示第131号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成28年 3月 8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称 南城市
- 2 事業の種類 南城市庁舎等複合施設建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県南城市佐敷字新里長作原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

南城市庁舎等複合施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である南城市が事業主体となって、起業地内に新庁舎を整備するものであり、法第3条第31号に該当する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

南城市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

南城市は平成18年1月に4町村（佐敷町、知念村、玉城村及び大里村）が合併して誕生した新市である。庁舎については、旧町村の既存庁舎を活用し、行政機能を分散して事務を執行してきたが、平成20年度には佐敷庁舎及び知念庁舎を老朽化に伴い閉庁し、出張所で窓口業務の一部を行っている状況である。現在は、玉城庁舎及び大里庁舎にて行政運営を行っているが、両庁舎間の距離は約6キロメートルあり、市民が各種申請、届出等の手続を行う際には、両庁舎間を往来しなければならないことから市民サービスに支障が生じている。また、庁舎が分散していることで、業務効率の低下、施設の維持管理費の負担等、行政運営上のさまざまな課題が生じている。

また、災害発生時には庁舎が市民の避難施設として利用されるが、既存庁舎は避難施設としての機能を満たすものではないこと及び庁舎の位置に偏りがあることから、災害発生時の避難場所として市民の安全を確保するとともに市全域から短時間で移動できる位置に防災拠点としての機能を有する施設を整備することが求められている。

本件事業はこのような状況に対応するため、起業地に新庁舎を建設するものである。

本件事業の施行により、市民サービスの向上及び効率的な行財政運営の推進が図られるとともに、防災の拠点施設としての役割の充実及び災害発生時における避難施設として市民の安全確保の向上に資するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

起業者が行った自然環境調査によると、起業地及びその周辺において動物11種及び植物3種の重要な種の生息及び生育が確認されたが、移動能力の高い種は周辺に存在する同様の生息環境への逃避が可能なことから、事業による影響は小さいと評価されている。また、移動能力の低い種は周辺に多数の個体群があることが確認され、可能な限り捕獲することにより、移動し、移植する等の保全措置を講ずることとしていることから、環境への影響は軽微であると認められる。

また、本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないが、確認された場合には関係機関と協議し、適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、本件事業に必要な面積が確保できること、交通アクセスが良いこと、敷地の造成が容易なこと等の観点から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得

られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、庁舎が分散していることにより、市民サービスに支障が生じ、行政運営上もさまざまな課題が生じている。また、防災拠点及び災害発生時の避難場所としての施設の整備も課題である。さらに、合併の際に交わした合併協定項目においても、新庁舎を合併特例期間内に建設することが明記されていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 南城市土木建築部施設整備課

沖縄県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成28年3月8日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 糸満与那原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	糸満市字喜屋武2422番2から 糸満市字喜屋武2425番3まで	33.4m ～ 34.6m	55.9m
新	糸満市字喜屋武2422番2から 糸満市字喜屋武2425番3まで	33.4m ～ 484.5m	55.9m

沖縄県告示第133号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 組合の名称 宜野湾市佐真下土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 宜野湾市野嵩一丁目1番1号
- 3 施行地区 宜野湾市字佐真下赤田地原及び西原の各一部、字真栄原水玉屋原及び上茶原の各一部、字大謝名東原、久永地原及び軍花原の各一部並びに字我如古比屋田原の一部
- 4 事業施行期間 昭和57年12月9日から平成29年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 昭和57年12月3日
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長及び資金計画の変更

7 変更認可の年月日 平成28年 3月25日

沖縄県告示第134号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、一団地内の建築物の位置及び構造の認定を次のとおり取り消した。

平成28年 3月 8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 対象区域 読谷村字都屋144番4ほか22筆
- 2 認定の取消し年月日及び指令番号 平成28年 2月10日 沖縄県指令土第37号

公 告

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条3項の規定により、障害者就業・生活支援センターから次のとおり名称等を変更する旨の届出があった。

平成28年 3月 8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称 社会福祉法人新栄会 中部地区障害者就業・生活支援センター
- 2 変更後の名称及び事務所の所在地
 - (1) 名称 社会福祉法人新栄会 中部地区障害者就業・生活支援センターにじ
 - (2) 事務所の所在地 沖縄市諸見里二丁目10番17号シンシアハイツ 1 F
 - (3) 変更の理由 建物の老朽化に伴う移転
- 3 変更しようとする年月日 平成28年 4月 1日

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成28年 3月 8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年11月16日
 - (2) 商号名 有限会社清友電水工事
 - (3) 代表者名 武内正和
 - (4) 所在地 沖縄市字古謝300番地 1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第6735号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年10月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年11月16日
 - (2) 商号名 R O R E株式会社
 - (3) 代表者名 喜久嶺政仁
 - (4) 所在地 北谷町北谷一丁目 8 番 8 号コーポサングレイス104
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-26）第12479号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年10月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年11月16日
 - (2) 商号名 株式会社丸孝組
 - (3) 代表者名 前田孝明
 - (4) 所在地 大宜味村字喜如嘉1117番地 1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-25）第1952号、沖縄県知事 許可（般-25）第1952号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び造園工事業に関する特定建設業並びに電気工事業に関する一般建設業許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年10月22日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業、造園工事業及び電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成27年11月16日
- (2) 商号名 有限会社東緑化開発
- (3) 代表者名 渡久地政行
- (4) 所在地 名護市宇宇茂佐1571番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22) 第4130号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年10月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成27年11月16日
- (2) 商号名 株式会社北創建設
- (3) 代表者名 仲村理恵
- (4) 所在地 北谷町字宮城1番地76
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第10911号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年10月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成27年11月16日
- (2) 商号名 株式会社ホダカ
- (3) 代表者名 石田崇
- (4) 所在地 那覇市字識名1114番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第2993号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年10月28日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7 (1) 処分をした年月日 平成27年11月18日
- (2) 商号名 タカラシビル株式会社
- (3) 代表者名 高良憲功
- (4) 所在地 沖縄市美里一丁目2番15号ヤマアパートA棟202
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第9970号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年10月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8 (1) 処分をした年月日 平成27年11月18日
- (2) 商号名 若松建設株式会社
- (3) 代表者名 新垣起則
- (4) 所在地 北中城村字安谷屋1147番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第12608号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年10月29日付けで、建設業法第12条に基づき鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9 (1) 処分をした年月日 平成27年11月18日
- (2) 商号名 株式会社仁建設工業
- (3) 代表者名 島袋悦子
- (4) 所在地 沖縄市宮里二丁目7番4号

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第5971号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年10月30日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成27年11月18日
- (2) 商号名 有限会社比嘉土木
- (3) 代表者名 大城順子
- (4) 所在地 八重瀬町字東風平433番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第4365号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年11月2日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成27年11月18日
- (2) 商号名 琉球電機株式会社
- (3) 代表者名 宮城さくらこ
- (4) 所在地 浦添市当山一丁目7番27号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第7915号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年11月4日付けで、建設業法第12条に基づき水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成27年11月18日
- (2) 商号名 有限会社運天組
- (3) 代表者名 上運天景邑
- (4) 所在地 国頭村字辺土名2039番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27)第254号、沖縄県知事 許可(般-27)第254号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業並びに石工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年11月6日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業及び石工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、石垣市から送付のあった石垣都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 2・2・9号あんぐん公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成28年3月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時 平成28年3月22日 午後1時30分開始
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県土木建築部第2会議室(沖縄県庁舎11階)
- 3 被聴聞者の住所及び氏名 浦添市牧港五丁目6番3号(3A-4) おきなわあぜくら有限公司 仲宗根勝子

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成28年3月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時 平成28年3月22日 午後2時30分開始
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県土木建築部第2会議室（沖縄県庁舎11階）
- 3 被聴聞者の住所及び氏名 宜野湾市我如古一丁目34番6号 株式会社大栄住建 宮城盛一

正 誤

平成18年10月3日付け公報定期第3494号掲載の「開発行為に関する工事の完了」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
12	上から11	道路、公園	公園

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号